

佐賀県工事成績評定公表要領

(目的)

第1条 本要領は、佐賀県土木工事検査要領第9条、建築・設備工事検査要領第12条第1項及び建築・設備工事監督要領第12条第1項に基づき評価した工事成績の評定及び工事技術的難易度の評価（以下「評定点」という。）について、公表に関する事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 評定点の公表の対象工事は、佐賀県工事成績評定通知要領（以下「通知要領」という。）第3条に基づき通知を行う工事とする。

(公表の方法)

第3条 評定点の公表は、通知要領第3条に基づき通知した工事成績評定通知書を、各発注機関において閲覧することにより行うものとする。

(閲覧の期間)

第4条 工事成績評定通知書の閲覧の開始は、通知要領第4条に定める説明請求期間後、速やかに行うものとする。ただし、同要領第5条に基づく説明請求の提出があった場合は、同要領第6条に定める説明請求に対する回答後に、もしくは、同要領第7条に定める評定点等の修正を行ったときはその結果を当該請負者に通知した後に、速やかに行うものとする。

2 工事成績評定通知書の閲覧の終了は、閲覧を開始した日の年度の次年度末とする。

(閲覧の手続き)

第5条 閲覧する者は、閲覧受付簿に必要事項を記載することとする。

(説明請求)

第6条 原則として公表した工事成績評定通知書に関する説明請求は、受付けないものとする。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。